

亀山市立中部中学校 学校運営協議会会則

（目的）

第1条 この会則は、「亀山市学校運営協議会規則」（平成24年2月23日亀山市教育委員会議決 平成29年8月21日一部改正）第14条に基づき必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第2条 亀山市立中部中学校学校運営協議会（以下「協議会」）は、亀山市教育委員会及び亀山市立中部中学校長（以下「校長」）の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものとする。

（協議会の承認事項）

第3条 校長は、本会の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （1）学校の経営計画に関する事
- （2）学校の教育課程の編成に関する事
- （3）学校の予算の編成に関する事
- （4）その他、協議会が必要と認める事項

（意見の申出）

第4条 協議会は、学校をより良くするため学校の運営に関する事項について教育委員会に意見を述べることができる。

（運営状況の評価）

第5条 協議会は、学校の運営状況について評価を行う。

（運営等に関する協議の結果に関する情報の提供）

第6条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、学校の運営及び運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

（1）学校の運営及び運営への必要な支援に関し、地域住民、保護者その他の関係者の理解を深めること。

（2）学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（協議会の組織）

第7条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命した15名以内の委員で組織する。

- （1）保護者代表
- （2）地域住民代表
- （3）学校の運営に資する活動を行う者
- （4）校長
- （5）教職員代表
- （6）関係行政機関の職員
- （7）その他、教育委員会が必要と認める者

2 校長は、前項の委員の委嘱及び任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。欠員が生じたときも同様とする。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は原則2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員の服務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）委員としてふさわしくない非行を行うこと。

（2）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

（3）協議会及び学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

（会長及び副会長）

第10条 協議会に会長1名及び副会長を若干名置く。

2 会長は、校長である委員が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議等）

第11条 協議会の会議は、会長が校長と協議のうえ招集し、会長もしくは副会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の庶務は、学校において処理する。

（会議の公開）

第12条 会議は、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（役員会）

第13条 協議会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、校長で構成し、協議会に付議する事項等についての審議等を必要に応じ行う。

（専門部会）

第14条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営等に係る事項は別に定める。

（その他）

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が校長と協議のうえ定める。

附則 この会則は、令和7年4月17日より施行する。